



住所： 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7
氏名： 株式会社 遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一

一般廃棄物収集運搬業許可証

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第51条第1項 の規定により、
第52条第1項

下記のとおり許可する。

平成21年10月6日

東大和市長
尾 又 正 則



記

取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）
収集または運搬の区分	収集・運搬
作業場所	東大和市内 事業所
運搬先	小平・村山・大和衛生組合（小平市中島町2番地1号） 他
許可の有効期間	平成21年10月1日 から 平成23年9月30日 まで
許可条件	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例並びに関係法令を遵守すること。

（注意）1. この許可に不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して書面で異議申し立てをすることができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。）。

2. この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。